

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの約30年間、労働者として研作業に従事したことにより、じん肺を発症したとして、A県B市に所在していたC会社（現在は事業廃止）が元請事業者であった「D工事」を粉じんの最終ばく露事業場と認定され、平成〇年〇月〇日付けで労働局長から「じん肺管理区分：管理3口、合併症：続発性気管支炎」の決定を受け、同年〇月〇日を症状確認日とされた。以降、請求人は、じん肺患者としての療養補償給付及び休業補償給付を受給している。

請求人は、平成〇年〇月下旬頃から微熱が続いたため同年〇月〇日にF病院に入院し、諸検査の結果、「顕微鏡的多発血管炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は「じん肺」と関連する疾病であり、業務上の事由によるものであるとして、平成〇年〇月〇日付けで監督署長に平成〇年〇月における診療2日分の療養補償給付を請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだも

のである。

なお、請求人は、「じん肺・続発性気管支炎」についてはE診療所において、本件疾病については、F病院にて現在も療養加療中である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

上記2の主張も踏まえて判断すると、上記1に引用した決定書理由第2の2の(2)における説示のとおり、現在の医学的知見においては、本件疾病の病因は依然として解明に至っておらず、疾病の発症に関連した複数の誘因が示唆されている。じん肺症が関連因子の一つであるとする報告はあるものの、本件疾病の発症を説明する主たる誘因とは考えられていない。

本件疾病は、国の「難病対策」の対象疾患の一つである。施策上の「難病」の定義として、「原因不明」、「症例数が少ない」、「治療方法未確立」等があげられているように、本件疾病についても、原因不明であるというのが現在の医学的一般認識であると思われる。

したがって、本件疾病については、医学的に発症原因が解明されておらず、発症機序が明らかにされていないことから、当審査会としては、請求人の本件疾病と業務との間に相当因果関係を認めることはできないものである。

3 以上のとおりであるので、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。